匝瑳市個人情報保護審査会への諮問項目の類型について

<u>1. 審議の必要性について</u>

今後予定されている匝瑳市個人情報保護条例(以下「条例」という。)の改正により、資料2に列記する11の項目を含む個人情報は「要配慮個人情報」として規定される。

要配慮個人情報については、従前からのセンシティブ情報に対する収集制限である「**原則取扱禁止**」を適用することが予定されている。

また、市長、教育委員会等の実施機関が、例外的に要配慮個人情報を取り扱うことができるのは、条例第7条第2項に規定する次の2つの場合に限られる。

(匝瑳市個人情報保護条例第7条第2項 抜粋)

- (1) 法令又は条例に定めがあるとき。
- (2)審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。
- (2)の審査会の意見を聴くとは、実施機関が行っている事務について審査会に対し諮問し、審査会から答申を得る必要があるということである。また(2)については、平成20年8月に個人情報保護審査会へ諮問し、個人情報保護の類型化として一度答申が出ているが、今回の法改正に伴い要配慮個人情報の取扱について条例に規定されることから、今まで収集していた個人情報が収集することができなくなり、事務に支障が生じることが想定される。

そこで、(1)及び(2)に該当しない要配慮個人情報取扱事務について、 新しく個人情報の類型化として項目を作成するため、本件の議題とするもので ある。

2. 要配慮個人情報について

(1)要配慮個人情報の項目

要配慮個人情報の項目は、資料2要配慮個人情報の例示のとおりである。 それぞれの内容も法と同じとし、これら11項目を含む個人情報は、収集

制限となる。

(2) 既存の事務における要配慮個人情報の取扱状況調査の結果

平成31年1月時点で個人情報取扱事務届出書に登録がある事務(347事務)について、実施機関の各所属に対し、要配慮個人情報の取扱状況の調査を行ったところ、結果は次のとおりである。

個人情報取扱事務の総数

3 4 7 事務

根拠法令等がなく、要配慮個人情報を取り扱う事務 92事務

⇒ (※資料 5 要配慮個人情報取扱事務回答表)

3. 審議について

条例改正後も要配慮個人情報を取り扱うためには、2(2)の結果にある92事務の取扱の可否について、審査会から答申を得る必要がある。1件ごとに事務所管課による説明とその後の審議を行う方式は採り難いことから、次のような整理により審議を進めていきたい。また、本件は要配慮個人情報の取扱に係る諮問項目の類型化(収集禁止の例外の類型)のほかに、消防機関に対する個人情報の提供について(目的外利用又は外部提供の例外の類型)も併せて審議を進めていきたい。

(1) 諮問項目の類型化(収集禁止の例外の類型関係)

- ・・資料5 要配慮個人情報取扱事務回答表 資料6 諮問項目の類型化について
- (2) 諮問項目の類型化(目的外利用又は外部提供の例外の類型関係)
 - ・・資料 6 諮問項目の類型化について 資料 7 消防機関に対する個人情報の提供について